

- (1) 会長及び副会長は原則として再任とする。
- (2) 会長及び副会長、山口県テニス協会評議員以外の役員の任期は原則として1年とするが再任は妨げない。
- (3) 山口県テニス協会評議員の任期は県規約より2年とするが再任は妨げない。

第9条 役員は次の通り選出する

- (1) 会長、副会長及び理事長は本協会役員の推挙者や候補者の中から常任理事会で選任する。
- (2) 理事は本協会の加入団体から選出された者とする。
- (3) 常任理事は会長、副会長の選出により、会長が任命する。
- (4) 山口県テニス協会評議員は常任理事会での選出により、会長が任命する。

但し、常任理事団体は原則として輪番制（輪番表は別紙）とし、会計監査団体は次年度常任理事団体とする。

第4章 審議決議機関

第10条 本協会は次の審議決議機関をもうける

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 競技委員会

第11条 総会は本協会の最高決議機関で、次の事項は本総会の決議または承認を必要とする。 理事長は総会の決議事項及び承認事項を速やかに会長及び副会長に報告する。

- (1) 常任理事会で審議した事項
- (2) その他、理事、加盟団体の承認が必要と認められる事項

第12条 総会の構成及び議決

- (1) 総会は全団体の代表者により構成するものとする。やむを得ず欠席する団体は、あらかじめその旨を理事長へ連絡しなければならない。
- (2) 総会は過半数の団体の出席により成立し、本総会の決議は出席者の過半数の賛同を要するものとする。

第13条 総会は原則として毎年2月に開催する。

但し、加盟団体の承認を必要とする場合が生じた時は、臨時に理事長が総会を招集する事ができる。

第14条 常任理事会は会長、副会長、理事長、常任理事、理事、常任理事団体及び会計監査団体で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

第15条 常任理事会は次の事項を審議し、総会提出議案を作成し、総会にはかる。

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 規約の改正
- (3) 第5条の事業遂行の結果及び計画
- (4) 本協会費の改正
- (5) 予算、決算及びその他の会計事項
- (6) ランキングの決定
- (7) その他本協会の運営に必要な事項

第16条 競技委員会はドローの公正を期すため、作成されたドローを審議し、不公正ないし不合理があれば訂正した後、承認する。

（競技委員会の承認を経ないドローは無効とする。運営方法細則第4条による）